

学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針

本校のいじめ防止基本方針

嵩の杜学園（松江二中校区）

めざす子ども像

○豊かな学びを追い求める児童・生徒
○豊かな心を育もうとする児童・生徒
○たくましく生きようとする児童・生徒

取組の重点

○県キャリア教育研究大会発表に向けた取組をベースとした嵩の杜学園の特色を活かしたキャリア教育の実践を通して、小中一貫教育のより効果的な推進を図る。

○学園教育推進会議委員との連携を一層図り、学園教育推進会議等を通して、学園内の学校・家庭・地域の協働のあり方を検討していく。

具体的な取組

・ 中学校授業体験
・ あいさつ運動 ・ 生徒会学校訪問
・ メディアコントロールウィーク
・ 人権教育の推進（授業公開・協議等）
・ 人権標語の作成
・ 小中移行支援会議
・ 授業参観、移行支援会議

児童による取組

・ 紫雲丸プロジェクト
・ 児童総会
・ 人権集会
・ あいさつ運動
・ 募金活動

家庭との連携

・ 人権教育公開日
・ 人権教育講演会
・ 人権教育研修会
・ 学校公開日
・ 校報かわつ
・ 地区PTA など

地域との連携

・ 校報かわつ自治会配布
・ 地区文化祭児童作品展示
・ 地区敬老会代表児童参加
・ 学校運営協議会
・ 学園教育推進会議
地域や保護者に学校の取組や課題について情報提供し、連携協同を進める。

いじめ防止対策会議

校長・教頭・主幹教諭・学年主任・生徒指導主任・児童支援担当・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当・養護教諭・SW・子どもと親の相談員・SC、教育相談コーディネーター・SSW
PTA 会長、副会長、学年委員長、学級委員長、主任児童委員 2 名（市教委、児童相談所、警察）

いじめは、人として決して許されない行為でありながら、どの学級でも、どの子どもにも起こりうることから、下記のような取組を通して、教育委員会や家庭・地域と一体となって、一過性ではなく、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

いじめ未然防止のための取組

全教職員が組織的に

子どもたち一人一人の自尊感情を育てる

いじめが起こる場合、「不安や葛藤」「劣等感」「欲求不満」などの心理が潜んでいる。そこに「心理的なストレス」「集団内の異質な者への嫌悪感情」「ねたみや嫉妬感情」「遊び感覚やふざけ意識」「被害者になることへの回避感情」などが原因となっていじめは起こる。

従って、いじめを未然に防ぐために、人権教育を基底に児童一人一人の自尊感情を育て、外に開かれた人間関係づくりめざしていく取組を重点的に行う。

○互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

・ わかりやすい授業と基礎基本の定着…授業研究・個別指導や少人数指導等による個に応じたきめ細かな学習指導・体験的な学習や問題解決的な学習
・ 安心して生活できる学級づくり…生活・学習ルールの確立、当番活動の充実
・ 自治力を育てる児童会活動…体育会、音楽会、児童総会など
・ 自己有用感を育てる体験活動…生活科や総合的な学習の時間など

○命や人権を尊重し豊かな心を育てる

・ 人権教育の充実…人権週間・人権標語・人権集会など
・ 道徳教育の充実…特別の教科道徳を中心に教育活動全般における自主的にいじめについて考え、議論する活動など
・ 「紫雲丸学習」…「命の大切さを考える学習」・紫雲丸プロジェクトなど
・ 体験活動の充実…「人権総合学習」における交流活動など
・ 特別な支援を要する児童に係る理解教育の推進…ケース会議など

いじめの問題に関する教職員の研修を計画的に行う

○生徒指導職員会議において、いじめの問題に関する正しい知識や取組について全教職員で研修を行う。

早 期 発 見

子どもや学級の様子を定期的に把握する

以下のような取組により、いじめの兆候が発見できた時点で、すぐに実態把握・事実の確認を行う。

○7 つの立場によるチェック活動の実施

①学級担任の日常的な観察及び定期的ないじめチェックリストによるチェック

②学年部の日常的な観察や学年部会での情報共有からのチェック

③養護教諭の欠席日数と保健室への来室状況からのチェック

④生徒指導担当の毎朝のあいさつ指導や校内巡回からのチェック

⑤管理職の毎日の校内巡回によるチェック

⑥SWの校内巡回や児童支援からのチェック

⑦子どもと親の相談員による校内巡回のチェック

○教育相談の実施

・ 学期に 1 回「心のアンケート」・教育相談実施

・ 2 学期は「あのね週間」を設定し、全ての子どもを対象に教育相談を実施

○アンケートQ－Uの活用（年間 2 回、3 年～ 6 年）

○「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」（市教委作成）の活用と取組の見直し（年間 3 回）

○市教委のリーフレットによる教職員の共通理解

○松江二中との情報の共有化等の連携

川津小学校 学校教育目標

「ふるさとや仲間とのあたたかいつながりの中で、自ら考え、最後までやりぬく川津っ子の育成」

【めざす児童像】

○「か」 考え 表現できる子

＊自ら共に学ぼうとする姿、「知る楽しさ」を実感し、それを表現しようとする姿

○「わ」 輪になって 助け合う子

＊周りの人の思いを感じとろうとする姿、互いのよさや違いを認め合う姿

○「つ」 続けて あきらめずに 取り組む子

＊かしこい体づくりや学習など、自分のめあてに向かって根気強く取り組む姿

生徒指導目標：子ども達一人一人の人格を尊重し、子ども理解と個性の伸張を図り、いきいきと活動する心身ともに健康な子どもの育成をめざす。

【重点目標】

・ いじめをしない、させない、許さない態度を育てる。

・ 思いやりの心をもち、友達に温かく接する態度を育てる。

・ 基本的な生活習慣を定着させる。

・ 集団生活の中できまりを守る態度を育てる。

校内体制
（いじめ防止対策委員会）

【生徒指導体制】

・ 校内生徒指導部会

校長・教頭・主幹教諭・学年主任・生徒指導主任・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当・児童支援担当・養護教諭・SW・子どもと親の相談員・SC・SSW

・ 校内ケース会議（随時）

・ サポートチーム会議（随時）

・ 児童を語る会（年 3 回）

・ 児童を語る学年会（夏期及び冬期休業中）

・ 人権委員会（随時）

・ 校内支援委員会（随時）

・ いじめ問題への学校の取組チェック

【教育相談体制】

・ 年 3 回の教育相談

・ SC相談日

・ アンケートQUの分析

・ 相談室の活用

・ 校内ケース会議 など

【特別支援教育体制】

・ 通級指導教室との連携

・ WISC等の諸検査

・ 特別支援教育委員会（随時）

・ 就学指導委員会（随時）

・ 校内ケース会議など

【保護者・子どもからの相談窓口】

・ 学級担任（学年主任）・生徒指導主任

・ 教育相談コーディネーター・教育相談担当

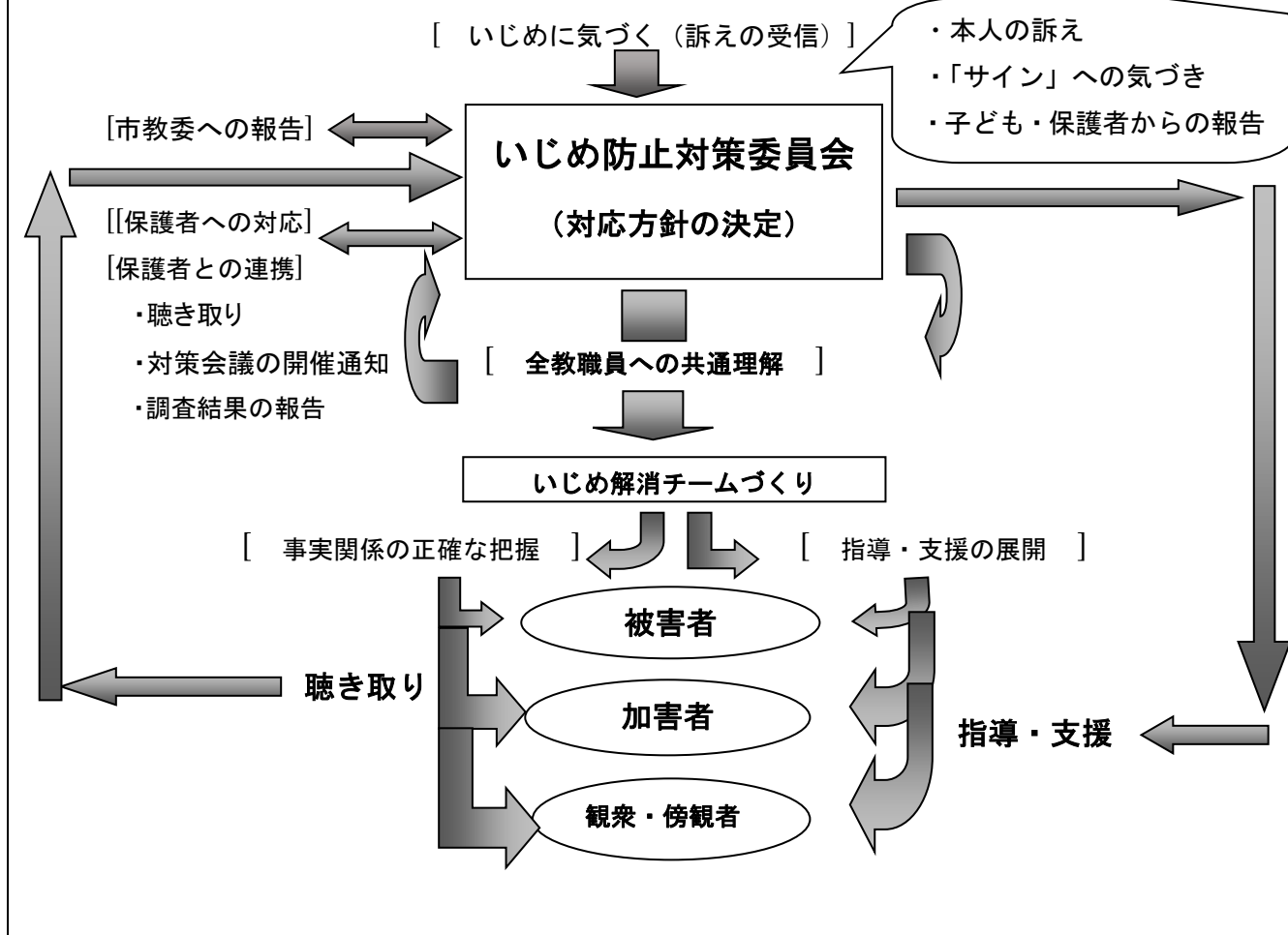
・ 養護教諭 ・児童支援担当

・ スクールソーシャルワーカー・弁護士

・ 人権擁護機関職員

早期対応

いじめられた子どもには非はないという認識に立ち、学校全体の問題として、組織的な対応により、問題の解決を図る。



教職員は「いじめが決して許されないこと」「いじめを直ちにやめること」を教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、指導する。

ネット上のいじめへの対応

【未然防止・早期発見】

- メディア講演会
- 防犯教室
- 啓発活動
 - ・校報かわつ、学年だより、学級だより等
 - ・学年・学級保護者会
 - ・学級活動（学級指導）

【対応】

- 書き込み等の確認
- 書き込み等の削除
 - ・管理人への依頼
 - ・警察への相談
 - ・法務局への相談
- 市教委への相談・報告
- 該当児童・保護者への指導

重大事態への対応

いじめにより、重大事態が発生した場合は、同種の事態の発生の防止のため、適切な方法により事実関係を明確にするなど、教育委員会と連携を密にした対応に心がける

重大事態とは

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

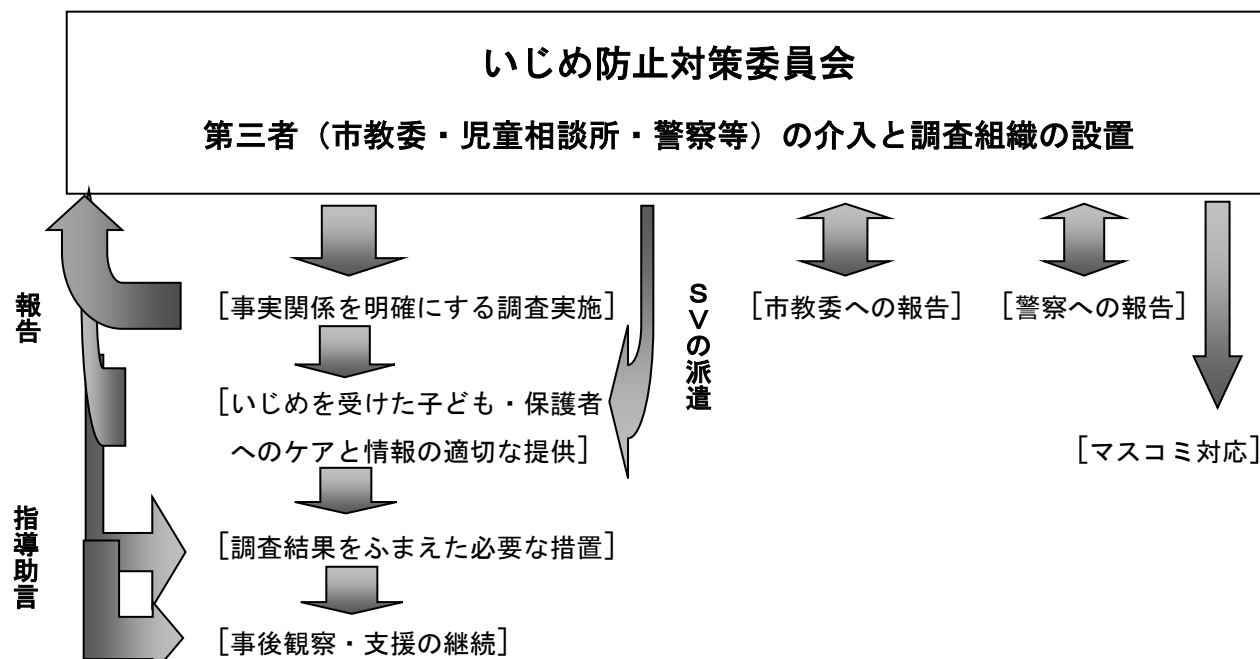
- 児童が自死を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合 など

※子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、学校にその認識がなくとも、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

【重大事態の発生】



【いじめの解消】

少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること。この期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ②被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと。

学校評価や教員評価において、学校いじめ防止対策基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置づける。

学校教育評価